

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則 新旧対照表

旧		新	
(一般都市施設及び指定施設)		(一般都市施設及び指定施設)	
第3条 条例第2条第2項第3号の一般都市施設は、別表第1一般都市施設の欄に掲げる施設とする。		第3条 条例第2条第2項第4号の一般都市施設は、別表第1一般都市施設の欄に掲げる施設とする。	
2 条例第2条第2項第4号の指定施設は、別表第1一般都市施設の欄に掲げる施設のうち、当該指定施設の欄に定める施設とする。		2 条例第2条第2項第5号の指定施設は、別表第1一般都市施設の欄に掲げる施設のうち、当該指定施設の欄に定める施設とする。	
別表第1の2（第3条の2） 建築物移動等円滑化基準（共同住宅及び条例対象小規模特別特定建築物を除く。）		別表第1の2（第3条の2） 建築物移動等円滑化基準（共同住宅及び条例対象小規模特別特定建築物を除く。）	
整備項目	建築物移動等円滑化基準	整備項目	建築物移動等円滑化基準
1 移動等円滑化経路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「令」という。)第18条第1項に規定する移動等円滑化経路をいう。以下同じ。)	次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。 (1) 5の項(4)ただし書に規定する廊下等以外の場所に授乳ができる場所を設ける場合 利用居室から当該授乳ができる場所までの経路 (2) 5の項(5)ただし書に規定する廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所を設ける場合 利用居室から当該おむつ交換ができる場所までの経路	1 移動等円滑化経路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「令」という。)第19条第1項に規定する移動等円滑化経路をいう。以下同じ。)	次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。 (1) 5の項(5)ただし書に規定する廊下等以外の場所に授乳ができる場所を設ける場合 利用居室から当該授乳ができる場所までの経路 (2) 5の項(6)ただし書に規定する廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所を設ける場合 利用居室から当該おむつ交換ができる場所までの経路
2 敷地内の通路	((1)及び(2)省略)	2 敷地内の通路	((1)及び(2)省略)

	(3) 令<u>第18条第1項第1号に定める</u>経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における(2)の規定は、<u>令第18条第1項第1号</u>における「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」を、「当該建築物の車寄せ」として適用する。		(3) 令<u>第19条第1項第1号に定める</u>経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における(2)の規定は、<u>同号</u>における「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」を、「当該建築物の車寄せ」として適用する。
3 駐車場	<u>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、敷地内に車椅子使用者用駐車施設を1以上(機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上)設けなければならない。</u> <u>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。</u> <u>ア 機械式駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする。</u> <u>(ア) 乗降スペースは、水平な場所に設けること。</u> <u>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用できる構造とすること。</u> <u>イ 機械式駐車場以外の駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする。</u> <u>(ア) 奥行きは、600センチメートル以上とする</u>	3 駐車場	<u>(削る)</u> 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。 <u>(1) 機械式駐車場に設ける場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる構造とすること。</u> <u>(2) 機械式駐車場以外の駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする。</u> <u>ア 奥行きは、600センチメートル以上とするこ</u>

	こと。ただし、 <u>当該駐車場の総駐車台数が100を超える場合における</u> 2台目からの車椅子使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。 <u>(イ)</u> 水平な場所に設けること。 <u>(ウ)</u> 障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること				と。ただし、2台目からの車椅子使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。 <u>イ</u> 水平な場所に設けること。 <u>ウ</u> 障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。
(4の項省略)			(4の項省略)		
5 廊下等	移動等円滑化経路を構成する <u>廊下等</u> は、次に掲げるものでなければならない。 (1)から(4)まで省略) (5) 次に掲げる特別特定建築物で、床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下この表において同じ。)の合計が5,000平方メートル以上のものにあっては、授乳ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所に授乳ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。		5 廊下等	移動等円滑化経路を構成する <u>廊下等(車椅子使用者用経路を構成する廊下等を除く。別表第1の4の5の項(2)において同じ。)</u> は、次に掲げるものでなければならない。 (1)から(4)まで省略) (5) 次に掲げる特別特定建築物で、床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下この表及び別表第1の3において同じ。)の合計が5,000平方メートル以上のものにあっては、授乳ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所に授乳ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。	

	(アからセまで及び(6)省略)		(アからセまで及び(6)省略)
6 階段	((1)省略) (2) (1)イからカまでの規定は、令<u>第18条第2項第5号</u>及び8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合は、適用しない。	6 階段	((1)省略) (2) (1)イからカまでの規定は、令<u>第19条第2項第5号</u>及び8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合は、適用しない。
7 傾斜路	((1)省略) (2) 移動等円滑化経路を構成する<u>傾斜路は</u>、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。 (アからエまで省略)	7 傾斜路	((1)省略) (2) 移動等円滑化経路を構成する<u>傾斜路（車椅子使用者用経路を構成する傾斜路を除く。別表第1の4の7の項(2)において同じ。）は</u>、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。 (アからエまで省略)
8 エレベーター その他の昇降機	移動等円滑化経路を構成するエレベーター(令<u>第18条第2項第6号</u>に規定するものを除く。以下この項、別表第1の3の4の項、別表第1の4の8の項及び別表第5の8の項において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。 ((1)及び(2)省略) (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーターにあつては、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、視覚障害者の利用上支障がない	8 エレベーター その他の昇降機	移動等円滑化経路を構成するエレベーター(令<u>第19条第2項第6号</u>に規定するものを除く。以下この項、別表第1の3の4の項、別表第1の4の8の項及び別表第5の8の項において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。 ((1)及び(2)省略) (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーターにあつては、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、視覚障害者の利用上支障がない

	ものとして令第 18 条第 2 項第 5 号リただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 (4) エレベーターを新設する場合において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー以外のものにあつては、令第 18 条第 2 項第 5 号リ(2)及び(3)の規定によるほか、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして同号リただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 (5) 及び(6)省略)		ものとして令第 19 条第 2 項第 5 号リただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 (4) エレベーターを新設する場合において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー以外のものにあつては、令第 19 条第 2 項第 5 号リ(2)及び(3)の規定によるほか、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして同号リただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 (5) 及び(6)省略)
9 便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。 (アからカまで省略) (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高	9 便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全て (建築物の増築又は改築 (用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において「増築等」という。) をする場合にあつては、そのうち増築等に係る部分を有する階数に相当する数以上) は、次に掲げるものでなければならない。 (アからカまで省略) (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高

	<u>齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。</u> <u>ア 令第14条第1項第1号の規定により設ける車椅子使用者用便房は、次に掲げるものであること。</u> <u>(ア) 車椅子使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</u> <u>(イ) 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。</u> <u>(ウ) 当該便房の出入口の戸又はその付近に車椅子使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。</u> <u>イ 令第14条第1項第2号の規定により水洗器具を設けた便房の出入口の戸又はその付近に水洗器具を設けた便房である旨の表示をする</u>		<u>齢者、障害者等が利用する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の特別特定建築物がある場合においては、それらの特別特定建築物の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積の合計の和をいう。）が1,000平方メートル未満の建築物において不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、車椅子使用者用便房を1以上設けなければならない。</u> <u>(3) 令第14条第2項又は(2)の規定により設ける車椅子使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。</u> <u>ア 車椅子使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</u> <u>イ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。</u> <u>ウ 当該車椅子使用者用便房の出入口の戸又はその付近に車椅子使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。</u> <u>(4) 令第14条第3項の規定により水洗器具を設けた便房の出入口の戸又はその付近に水洗器具を設けた便房である旨の表示をすること。</u>
--	---	--	---

	こと。 <u>(3)</u> 自動車の停留若しくは駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)又は<u>5の項(4)ア</u>からセまでに掲げる特別特定建築物(床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に限る。)に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、次に掲げる便房を設けた便所をそれぞれ1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設け、当該便房の出入口の戸又はその付近には、その旨の表示をしなければならない。 (ア及びイ省略)			<u>(5)</u> 自動車の停留若しくは駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)又は<u>5の項(5)ア</u>からセまでに掲げる特別特定建築物(床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に限る。)に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、次に掲げる便房を設けた便所をそれぞれ1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設け、当該便房の出入口の戸又はその付近には、その旨の表示をしなければならない。 (ア及びイ省略)	
10 <u>浴室、シャワー室又は更衣室</u>	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する<u>浴室、シャワー室又は更衣室</u>を設ける場合には、当該<u>浴室、シャワー室又は更衣室</u>の床面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。 (2) (1)の<u>浴室、シャワー室又は更衣室</u>のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。 (アからウまで省略)	10 <u>浴室又はシャワー室(以下「浴室等」という。)</u>	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する<u>浴室等</u>を設ける場合には、当該<u>浴室等</u>の床面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。 (2) (1)の<u>浴室等</u>のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。 (アからウまで省略)		
11 ホテル又は旅	車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなけれ	11 ホテル又は旅	車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなけれ		

館の客室	ばならない。 ((1)及び(2)省略) (3) 令第15条第2項第1号イの規定により設ける車椅子使用者用便房には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。
(12の項省略)	

((備考)省略)

別表第1の3 (第3条の2) 建築物移動等円滑化基準 (共同住宅に限る。)

整備項目	建築物移動等円滑化基準
1 移動等円滑化経路	((1)省略) (2) (1)アに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により令第18条第2項第7号の規定によることが困難である場合における移動等円滑化経路の規定の適用については、(1)ア中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。
(2の項省略)	
3 階段	多数の者が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。 ((1)省略) (2) 別表第1の2の6の項(1)イからカまでに定める構造とすること。ただし、令第18条第2項第5号イからトまで及び4の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けら

館の客室	ばならない。 ((1)及び(2)省略) (3) 令第16条第2項第1号イの規定により設ける車椅子使用者用便房には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。
(12の項省略)	

((備考)省略)

別表第1の3 (第3条の2) 建築物移動等円滑化基準 (共同住宅に限る。)

整備項目	建築物移動等円滑化基準
1 移動等円滑化経路	((1)省略) (2) (1)アに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により令第19条第2項第7号の規定によることが困難である場合における移動等円滑化経路の規定の適用については、(1)ア中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。
(2の項省略)	
3 階段	多数の者が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。 ((1)省略) (2) 別表第1の2の6の項(1)イからカまでに定める構造とすること。ただし、令第19条第2項第5号イからトまで及び4の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けら

	れている場合は、この限りでない。		れている場合は、この限りでない。
4 エレベーター その他の昇降機	移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。 (1)及び(2)省略 (3) エレベーターを新設する場合には、エレベーター及び乗降ロビーにあつては、令 <u>第 18 条第 2 項第 5 号リ (2)</u> 及び(3)の規定によるほか、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして同号りただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	4 エレベーター その他の昇降機	移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。 (1)及び(2)省略 (3) エレベーターを新設する場合には、エレベーター及び乗降ロビーにあつては、令 <u>第 19 条第 2 項第 5 号リ (2)</u> 及び(3)の規定によるほか、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして同号りただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>5 便所</u>	<u>多数の者が利用する部分の床面積の合計（同一敷地内に 2 以上の特別特定建築物（共同住宅に限る。以下この項において同じ。）がある場合においては、それらの特別特定建築物の多数の者が利用する部分の床面積の合計の和をいう。）が 1,000 平方メートル未満の建築物において多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち 1 以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上)に、車椅子使用者用便房を 1 以上設けなければならない。</u>

別表第 1 の 4 （第 3 条の 2） 建築物移動等円滑化基準（条例対象小規模特別特定建築物に限る。）

別表第 1 の 4 （第 3 条の 2） 建築物移動等円滑化基準（条例対象小規模特別特定建築物に限る。）

整備項目	建築物移動等円滑化基準	整備項目	建築物移動等円滑化基準
1 移動等円滑化経路	(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。 ア 建築物に利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合に<u>あつては</u>、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。） イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。別表第5の11の項を除き、以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路 ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路	1 移動等円滑化経路	(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。 ア 建築物に利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路(<u>当該利用居室が11の項(1)の劇場等の客席である場合にあっては車椅子使用者用経路を含み</u>、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合に<u>あつては</u>当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。) イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。別表第5の11の項を除き、以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路 (<u>当該利用居室が11の項(1)の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。</u>) ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路 (<u>当該利用居室が11の項(1)の劇場等の客席である場合にあって</u>

		((2)省略)			<u>は、車椅子使用者用経路を含む。)</u> ((2)省略)
2 敷地内の通路	((1)及び(2)省略) (3) <u>令第18条第1項第1号に定める</u> 経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における(2)の規定は、 <u>令第18条第1項第1号</u> における「道等」を、「当該建築物の車寄せ」として適用する。		2 敷地内の通路	((1)及び(2)省略) (3) <u>令第19条第1項第1号に定める</u> 経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における(2)の規定は、 <u>同号</u> における「道等」を、「当該建築物の車寄せ」として適用する。	
3 駐車場	(1) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、敷地内に車椅子使用者用駐車施設を1以上(機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上)設けなければならない。</u> (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。 (ア及びイ省略) ウ 機械式駐車場に設ける場合は、次に掲げるも		3 駐車場	(1) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を2以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。別表第5の3の項(1)において同じ。)に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。ただし、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして令第18条第1項ただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。</u> (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。 (ア及びイ省略) ウ 機械式駐車場に設ける場合は、次に掲げるも	

	のとすること。 (ア) 乗降スペースは、<u>水平な場所に設けること</u>。 ((イ)省略) エ 機械式駐車場以外の駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする。 (ア) 奥行きは、600 センチメートル以上とすること。ただし、<u>当該駐車場の総駐車台数が 100 を超える場合における</u> 2 台目からの車椅子利用者用駐車施設については、奥行きを 500 センチメートル以上とすることができる。 ((イ及びウ)省略)		のとすること。 (ア) <u>当該機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が 1 以上設けられていること</u>。 ((イ)省略) エ 機械式駐車場以外の駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする。 (ア) 奥行きは、600 センチメートル以上とすること。ただし、2 台目からの車椅子利用者用駐車施設については、奥行きを 500 センチメートル以上とすることができる。 ((イ及びウ)省略)
(4 の項及び 5 の項省略)		(4 の項及び 5 の項省略)	
6 階段	((1)省略) (2) (1)カからコまでの規定は、令<u>第 18 条第 2 項第 5 号</u>及び 8 の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合は、適用しない。	6 階段	((1)省略) (2) (1)カからコまでの規定は、令<u>第 19 条第 2 項第 5 号</u>及び 8 の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合は、適用しない。
(7 の項省略)		(7 の項省略)	
8 エレベーター その他の昇降機	(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。 (ア省略)	8 エレベーター その他の昇降機	(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。 (ア省略)

	イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80 センチメートル以上とすること。<u>ただし、床面積の合計が 5,000 平方メートルを超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター(当該エレベーターにより往来することができる建築物の部分(非常時においてのみ往来することができる建築物の部分を除く。))の床面積の合計が 5,000 平方メートル以下である場合を除く。)</u>の籠及び昇降路の出入口の幅は、90 センチメートル以上とすること。 (ウからキまで省略) ク 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、アからキまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして令<u>第 18 条第 2 項第 5 号リただし書</u>の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 ((ア)省略) (イ) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、		イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80 センチメートル以上とすること。 (ウからキまで省略) ク 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、アからキまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして令<u>第 19 条第 2 項第 5 号リただし書</u>の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 ((ア)省略) (イ) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、
--	---	--	---

	点字その他令<u>第 18 条第 2 項第 5 号リ (2)</u>の規定により国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。 (ウ)省略 ケ エレベーターを新設する場合において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー以外のものにあつては、令<u>第 18 条第 2 項第 5 号リ (2)</u>及び(3)の規定によるほか、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして同号リただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 (コ及びサ省略) (2) 移動等円滑化経路を構成する令<u>第 18 条第 2 項第 6 号</u>の規定により国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして同号の規定により国土交通大臣が定める構造とすること。		点字その他令<u>第 19 条第 2 項第 5 号リ (2)</u>の規定により国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。 (ウ)省略 ケ エレベーターを新設する場合において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー以外のものにあつては、令<u>第 19 条第 2 項第 5 号リ (2)</u>及び(3)の規定によるほか、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして同号リただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 (コ及びサ省略) (2) 移動等円滑化経路を構成する令<u>第 19 条第 2 項第 6 号</u>の規定により国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして同号の規定により国土交通大臣が定める構造とすること。
9 便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合に	9 便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合に

	は、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。 (アからカまで省略) (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。 (ア省略) イ アの規定により設ける車椅子使用者用便房は、次に掲げるものであること。 <u>(ア) 車椅子使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</u>		は、当該便所の全て <u>(建築物の増築又は改築(用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすることを含む。以下この表において「増築等」という。)をする場合にあっては、そのうち1以上)</u> は、次に掲げるものでなければならない。 <u>ただし、増築等をする場合であつて、当該増築等に係る部分に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分を含まないときは、この限りでない。</u> (アからカまで省略) (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。 (ア省略) イ アの規定により設ける車椅子使用者用便房は、次に掲げるものであること。 <u>(ア) 車椅子使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</u> <u>(イ) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</u> <u>(ウ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</u>
--	--	--	---

		<u>(イ)</u> 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。 <u>(ウ)</u> <u>当該便房</u>の出入口の戸又はその付近に車椅子使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。 (ウ及びエ省略)			<u>(エ)</u> 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。 <u>(オ)</u> <u>当該車椅子使用者用便房</u>の出入口の戸又はその付近に車椅子使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。 (ウ及びエ省略)
10	<u>浴室、シャワー室又は更衣室</u>	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する<u>浴室、シャワー室又は更衣室</u>を設ける場合には、当該<u>浴室、シャワー室又は更衣室</u>の床面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。 (2) (1)の<u>浴室、シャワー室又は更衣室</u>のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。 (アからウまで省略)	10	<u>浴室等</u>	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する<u>浴室等</u>を設ける場合には、当該<u>浴室等</u>の床面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。 (2) (1)の<u>浴室等</u>のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。 (アからウまで省略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		11	<u>劇場等の客席</u> <u>(1) 劇場等(床面積の合計が300平方メートル以上のものに限る。)の客席を設ける場合は、次に定める基準に適合する車椅子使用者用部分を1以上設けなければならない。</u> <u>ア 幅は、90センチメートル以上とすること。</u> <u>イ 奥行きは、135センチメートル以上とすること。</u> <u>ウ 床は、平らとすること。</u>

					(2) <u>車椅子使用者用経路のうち1以上は、5の項(1)及び7の項(1)イからエまでの規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。</u> <u>ア 幅は、90センチメートル以上とすること。</u> <u>イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</u> <u>ウ 段又は勾配が12分の1（高さが16センチメートル以下の傾斜路にあっては、8分の1）を超える傾斜路を設けないこと。</u> <u>エ 高さが16センチメートルを超える傾斜がある傾斜路又は高さが16センチメートル以下で勾配が12分の1を超える傾斜路には、手すりを設けること。</u> <u>オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</u>
<u>11</u> 標識	(1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機の付近には、令<u>第19条</u>の規定により国土交通省令で定めるところにより、当該エレベーターその他の昇降機があることを表示する標識を設けなければならない。 (2) 移動等円滑化の措置がとられた便所の付近には、令<u>第19条</u>の規定により国土交通省令で定め			<u>12</u> 標識	(1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機の付近には、令<u>第20条</u>の規定により国土交通省令で定めるところにより、当該エレベーターその他の昇降機があることを表示する標識を設けなければならない。 (2) 移動等円滑化の措置がとられた便所の付近には、令<u>第20条</u>の規定により国土交通省令で定め

	るところにより当該便所があること及び当該便所に車椅子使用者用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示する標識を設けなければならない。 (3) 移動等円滑化の措置がとられた駐車施設がある駐車場の出入口の付近には、令第 19 条の規定により国土交通省令で定めるところにより、当該駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。		るところにより当該便所があること及び当該便所に車椅子使用者用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示する標識を設けなければならない。 (3) 移動等円滑化の措置がとられた駐車施設がある駐車場の出入口の付近には、令第 20 条の規定により国土交通省令で定めるところにより、当該駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。
12 案内設備	((1)省略) (2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他令第 20 条第 2 項の規定により国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。 ((3)省略)	13 案内設備	((1)省略) (2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他令第 21 条第 2 項の規定により国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。 ((3)省略)
13 案内設備までの経路	(1) 道等から 12 の項(2)の規定による設備又は同項(3)の規定による案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち 1 以上を、視覚障害者移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとし	14 案内設備までの経路	(1) 道等から 13 の項(2)の規定による設備又は同項(3)の規定による案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち 1 以上を、視覚障害者移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとし

	て令第 21 条第 1 項ただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 (2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。 (ア省略) イ 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 ((ア)省略) (イ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(視覚障害者の利用上支障がないものとして令第 21 条第 2 項第 2 号ロの規定により国土交通大臣が定める部分を除く。)		て令第 22 条第 1 項ただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 (2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。 (ア省略) イ 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 ((ア)省略) (イ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(視覚障害者の利用上支障がないものとして令第 22 条第 2 項第 2 号ロの規定により国土交通大臣が定める部分を除く。)
(備考) (1 及び 2 省略) 3 建築物の新築をする場合においては、1 の項(1)ア及び(2)、2 の項(2)ウ、エ及びオ(ウ)、4 の項(1)及び(2)、5 の項(2)ウ及びエ、7 の項(2)ウ、8 の項(1)アからキまで、ク ((ア)を除く。) 及び(2)並びに 11 の項(1)の規定は、適用しない。 4 建築物の増築又は改築(用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすることを含む。以下この備考において「増築等」という。)をする場合においては、当該増築等に係る部分(当該部分に道等に接する出入口がある場合に限る。)については、1 の項(1)ア及び(2)、2 の項(2)ウ、エ		(備考) (1 及び 2 省略) 3 建築物の新築をする場合においては、1 の項(1)ア (車椅子使用者用経路に係る部分を除く。) 及び(2)、2 の項(2)ウ、エ及びオ(ウ)、4 の項(1)及び(2)、5 の項(2)ウ及びエ、7 の項(2)ウ、8 の項(1)アからエまで、カからク ((ア)を除く。) まで及び(2)並びに 12 の項(1)の規定は、適用しない。 4 建築物の増築等をする場合においては、当該増築等に係る部分(当該部分に道等に接する出入口がある場合に限る。)については、1 の項(1)ア (車椅子使用者用経路に係る部分を除く。) 及び(2)、2 の項(2)ウ、エ及びオ(ウ)、4 の項(1)及び(2)、5 の項(2)ウ及びエ、7 の項(2)ウ、8 の項(1)ア	

及びオ(ウ)、4の項(1)及び(2)、5の項(2)ウ及びエ、7の項(2)ウ、8の項(1)アからキまで、ク(アを除く。)及び(2)並びに11の項(1)の規定は、適用しない。

別表第5 (第4条第2項、第8条第1項) 建築物に関する指定施設整備基準

整備項目	指定施設整備基準
1 移動等円滑化経路	(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。 ア 建築物に、利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路 イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。)、住戸又は住室から当該車椅子使用者用便房までの経路

からエまで、カからク(アを除く。)まで及び(2)並びに12の項(1)の規定は、適用しない。

別表第5 (第4条第2項、第8条第1項) 建築物に関する指定施設整備基準

整備項目	指定施設整備基準
1 移動等円滑化経路	(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。 ア 建築物に、利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路(当該利用居室が12の項(1)の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席である場合にあっては、当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路(以下この表及び別表第9備考19において「指定施設車椅子使用者用経路」という。)を含む。) イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。)、住戸又は住室から当該車椅子使用者用便房までの経路(当該利用居室が12の項(1)の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席である場合にあっては、指定施設車椅子使用者用

	ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室、住戸又は住室までの経路 (エからカまで及び(2)省略)		<u>経路を含む。)</u> ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室、住戸又は住室までの経路 <u>(当該利用居室が 12 の項(1)の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席である場合にあっては、指定施設車椅子使用者用経路を含む。)</u> (エからカまで及び(2)省略)
2 敷地内の通路	((1)及び(2)省略) (3) 道等から利用居室、住戸又は住室までの経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における1の項(1)ア及びエ並びに(2)の規定の適用については、<u>1の項ア</u>及びエ中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。	2 敷地内の通路	((1)及び(2)省略) (3) 道等から利用居室、住戸又は住室までの経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における1の項(1)ア及びエ並びに(2)の規定の適用については、<u>1の項(1)ア</u>及びエ中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。
3 駐車場	<u>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、敷地内に車椅子使用者用駐車施設を1以上(機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上)設けなければならない。</u>	3 駐車場	<u>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。</u> <u>ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じ</u>

					<u>て得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u> <u>イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数</u>が200を超える場合 <u>当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数</u> <u>(2) 建築物の増築又は改築（用途の変更をして指定施設にすることを含む。以下この表において「増築等」という。）をする場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。</u> <u>ア 当該増築等に係る部分に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合</u> <u>(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数</u> <u>(ア) 当該駐車場（当該増築等に係る部分に設けるものに限る。以下このアにおいて同じ。）に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。（イ）において同じ。）が200以下の場合</u> <u>当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数がある</u>
--	--	--	--	--	---

		<u>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。</u> (ア及びイ省略) ウ 機械式駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする。 (ア) 乗降スペースは、<u>水平な場所に設ける</u>こと。 ((イ) 省略) エ 機械式駐車場以外の駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする。 (ア) 奥行きは、600 センチメートル以上とすること。ただし、<u>当該駐車場の総駐車台数が 100 を超える場合における</u> 2 台目からの車椅子使用者用駐車施設については、奥行きを 500 センチメートル以上とすることができる。 ((イ)及び(ウ)省略)			<u>ときは、その端数を切り上げた数)</u> <u>(イ) 当該駐車場に設ける駐車施設の数が 200 を超える場合 当該駐車施設の数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数 (その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)</u> <u>イ 当該駐車場を設けない場合 1</u> <u>(3) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。</u> (ア及びイ省略) ウ 機械式駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする。 (ア) <u>当該機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が 1 以上設けられていること。</u> ((イ) 省略) エ 機械式駐車場以外の駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする。 (ア) 奥行きは、600 センチメートル以上とすること。ただし、2 台目からの車椅子使用者用駐車施設については、奥行きを 500 センチメートル以上とすることができる。 ((イ)及び(ウ)省略)
--	--	--	--	--	--

	<u>(3)</u> 車椅子使用者用駐車施設を設けた駐車場は、道等から車椅子使用者用駐車施設までの経路に誘導のための表示を行わなければならない。		<u>(4)</u> 車椅子使用者用駐車施設を設けた駐車場は、道等から車椅子使用者用駐車施設までの経路に誘導のための表示を行わなければならない。
	(4の項省略)		(4の項省略)
5 廊下等	((1)省略) (2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。 (アからクまで省略)	5 廊下等	((1)省略) (2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等(指定施設車椅子使用者用経路を構成する廊下等を除く。)は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。 (アからクまで省略)
	(6の項省略)		(6の項省略)
7 傾斜路	((1)省略) (2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。 (アからオまで省略)	7 傾斜路	((1)省略) (2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路(指定施設車椅子使用者用経路を構成する傾斜路を除く。)は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。 (アからオまで省略)
8 エレベーター その他の昇降機	((1)省略) (2) 移動等円滑化経路を構成する令<u>第18条第2項第6号</u>の規定により国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして同号の規定により国土交通大臣が定める構造としなければならない。	8 エレベーター その他の昇降機	((1)省略) (2) 移動等円滑化経路を構成する令<u>第19条第2項第6号</u>の規定により国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして同号の規定により国土交通大臣が定める構造としなければならない。

	9 便所	<u>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。</u>		9 便所	<u>(1) 用途に供する部分の床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下この項において同じ。）の合計が 500 平方メートル以上の建築物にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、令第 14 条第 1 項の規定により国土交通大臣が定める配置の基準に従い、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階（同項の規定により国土交通大臣が定める階を除く。）の階数に相当する数以上設けなければならない。</u> <u>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全て（増築等をする場合にあっては、そのうち当該増築等に係る部分を有する階数に相当する数以上（床面積の合計が 500 平方メートル未満の建築物で、当該便所を設けるものにあっては、そのうち 1 以上））は、次に掲げるものでなければならない。ただし、増築等をする場合にあって、当該増築等に係る部分に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分を含まないときは、この限りでない。</u>
--	------	--	--	------	---

		(アからウまで省略) エ 次に掲げる洗面台を1以上(当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。 (ア) 洗面器(乳幼児用のものを除く。<u>(イ)において同じ。</u>)の両側(洗面器が荷重に対し必要な強度を有さず、身体を支持することができない場合には、両側及び手前)に手すりを設けること。 ((イ)及び(ウ)並びにオ及びカ省略) <u>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。</u>			(アからウまで省略) エ 次に掲げる洗面台を1以上(当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。 (ア) 洗面器(乳幼児用のものを除く。)の両側(洗面器が荷重に対し必要な強度を有さず、身体を支持することができない場合には、両側及び手前)に手すりを設けること。 ((イ)及び(ウ)並びにオ及びカ省略) <u>(3) (1)の規定により不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける階においては、当該便所のうち1以上(当該階において不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、令第14条第2項の規定により国土交通大臣が定める数以上)に、車椅子使用者用便所を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便所を利用する上で支障がないものとして同項ただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。</u> <u>(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高</u>
--	--	---	--	--	--

		<u>ア 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。</u> <u>(ア)</u> 車椅子使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 <u>(イ)</u> 次に掲げる位置及び構造の手すりを設けること。 <u>a</u> 腰掛便座の壁側には水平部分と垂直部分を有しそれぞれが連続した手すり(以下「L型手すり」という。)を設け、その反対側には可動式の手すりを設けること。 <u>b</u> L型手すりとは可動式の手すりの水平部分の高さを合わせること。		<u>年齢者、障害者等が利用する部分の床面積の合計(同一敷地内に2以上の特別特定建築物がある場合においては、それらの特別特定建築物の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積の合計の和をいう。)が1,000平方メートル未満の建築物において不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、車椅子使用者用便房を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けなければならない。</u> <u>(5) (3)及び(4)の規定により設ける車椅子使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。</u> <u>ア</u> 車椅子使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 <u>イ</u> 次に掲げる位置及び構造の手すりを設けること。 <u>(ア)</u> 腰掛便座の壁側には水平部分と垂直部分を有しそれぞれが連続した手すり(以下「L型手すり」という。)を設け、その反対側には可動式の手すりを設けること。 <u>(イ)</u> L型手すりとは可動式の手すりの水平部分の高さを合わせること。
--	--	---	--	--

		<u>c</u> L型手すりと可動式の手すりの間隔は、70 センチメートル以上 75 センチメートル以下とすること。 <u>d</u> 可動式の手すりの先端は、腰掛便座の先端に合わせること。 <u>e</u> L型手すりの垂直部分は、腰掛便座の先端から 25 センチメートル程度とすること。 <u>(ウ)</u> 次に掲げる位置及び構造の腰掛便座を設けること。 <u>a</u> 腰掛便座は、便座の中心から両側の手すりが同距離になるよう設置すること。 <u>b</u> 腰掛便座の座面の高さは、車椅子の座面の高さに合わせること。 <u>c</u> 便器の洗浄ボタンは、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。 <u>(エ)</u> 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 <u>(オ)</u> 次に掲げる高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面台を設けること。 <u>a</u> 洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。 <u>b</u> 洗面器の下端の高さは、床面から 65 センチメートル以上 70 センチメートル以下とし、車椅子使用者の膝が入るようにすること。			<u>(ウ)</u> L型手すりと可動式の手すりの間隔は、70 センチメートル以上 75 センチメートル以下とすること。 <u>(エ)</u> 可動式の手すりの先端は、腰掛便座の先端に合わせること。 <u>(オ)</u> L型手すりの垂直部分は、腰掛便座の先端から 25 センチメートル程度とすること。 <u>ウ</u> 次に掲げる位置及び構造の腰掛便座を設けること。 <u>(ア)</u> 腰掛便座は、便座の中心から両側の手すりが同距離になるよう設置すること。 <u>(イ)</u> 腰掛便座の座面の高さは、車椅子の座面の高さに合わせること。 <u>(ウ)</u> 便器の洗浄ボタンは、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。 <u>エ</u> 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 <u>オ</u> 次に掲げる高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面台を設けること。 <u>(ア)</u> 洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。 <u>(イ)</u> 洗面器の下端の高さは、床面から 65 センチメートル以上 70 センチメートル以下とし、車椅子使用者の膝が入るようにすること。
--	--	---	--	--	---

	と。 <u>セ</u> 洗面台の鏡は、床面から 90 センチメートル以下の位置から上方へ垂直に 80 センチメートル以上の長さで設けること。 <u>カ</u> 紙巻器は、腰掛便座から手の届く位置に設けること。 <u>キ</u> 非常用呼出しボタンは、腰掛便座から手の届く位置及び高齢者、障害者等が転倒した場合でも手の届く位置に設けること。 <u>ク</u> 戸の横に幅 30 センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。 <u>ケ</u> <u>当該便房</u> の出入口の戸又はその付近に車椅子使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。 <u>イ</u> <u>便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便房を 1 以上設けること。</u> <u>ア</u> <u>当該便房の出入口の戸又はその付近に水洗器具を設けた便房である旨の表示を行うこと。</u> <u>イ</u> <u>専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン、紙巻器、汚物入れ、棚及びフックを適切に設ける</u>			<u>ウ</u> 洗面台の鏡は、床面から 90 センチメートル以下の位置から上方へ垂直に 80 センチメートル以上の長さで設けること。 <u>カ</u> 紙巻器は、腰掛便座から手の届く位置に設けること。 <u>キ</u> 非常用呼出しボタンは、腰掛便座から手の届く位置及び高齢者、障害者等が転倒した場合でも手の届く位置に設けること。 <u>ク</u> 戸の横に幅 30 センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。 <u>ケ</u> <u>当該車椅子使用者用便房</u> の出入口の戸又はその付近に車椅子使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。 <u>(削除)</u>	
--	--	--	--	--	--

	<u>こと。</u> <u>(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、次に掲げる便房を設けた便所をそれぞれ1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設け、当該便房の出入口の戸又はその付近には、その旨の表示をしなければならない。</u> <u>ア</u> 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房 <u>イ</u> 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便房			<u>(6) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。</u> <u>ア</u> 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。 <u>(ア)</u> 当該便房の出入口の戸又はその付近に水洗器具を設けた便房である旨の表示を行うこと。 <u>(イ)</u> 専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン、紙巻器、汚物入れ、棚及びフックを適切に設けること。 <u>イ</u> 便所内に、次に掲げる便房をそれぞれ1以上設け、当該便房の出入口の戸又はその付近にその旨の表示を行うこと。 <u>(ア)</u> 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房 <u>(イ)</u> 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便房	
10 <u>浴室、シャワー室又は更衣室</u>	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する<u>浴室、シャワー室又</u>		10 <u>浴室等</u>	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する<u>浴室等</u>を設ける場	

	<u>は更衣室</u>を設ける場合には、当該<u>浴室、シャワー室又は更衣室</u>の床面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。 (2) (1)の<u>浴室、シャワー室又は更衣室</u>のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。 (アからオまで省略)		合には、当該<u>浴室等</u>の床面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。 (2) (1)の<u>浴室等</u>のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。 (アからオまで省略)
11 ホテル又は旅館の客室	((1)省略) (2) 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。 ア 便所は、次に掲げるものであること。 (ア) <u>9の項(2)ア(イ)から(キ)まで</u>に定める構造の車椅子使用者用便房を設けること。 (イ) 車椅子使用者用便房及び<u>当該便房</u>が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。 <u>(a 及び b、(イ)並びに(ウ)並びにイからキまで省略)</u>	11 ホテル又は旅館の客室	((1)省略) (2) 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。 ア 便所は、次に掲げるものであること。 (ア) <u>9の項(5)イからキまで</u>に定める構造の車椅子使用者用便房を設けること。 (イ) 車椅子使用者用便房及び<u>当該車椅子使用者用便房</u>が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。 <u>(a 及び b、(イ)並びに(ウ)並びにイからキまで省略)</u>
12 客席及び舞台	<u>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。</u> <u>ア 車椅子使用者用の客席を、観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に2以上</u>	12 客席及び舞台	<u>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車椅子使用者用部分を設けなければならない。</u>

		<u>設けること。</u> <u>イ 出入口から車椅子使用者用の客席に至る経路のうち1以上は、次に掲げるものであること。</u> <u>(ア) 車椅子使用者が通路等を通行しやすい幅とすること。</u> <u>(イ) 段又は勾配が12分の1を超える傾斜路を設けないこと。</u> <u>(ウ) 傾斜路を設ける場合は、その前後の通路等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</u> <u>ウ 車椅子使用者用の客席は、1席当たり幅90センチメートル以上、奥行き150センチメートル以上とすること。</u>			<u>ア 当該客席（増築等をする場合にあっては、増築等に係る部分に設けるものに限る。イにおいて同じ。）に設ける座席の数が400以下の場合</u> <u>2</u> <u>イ 当該客席に設ける座席の数が400を超える場合 当該座席の数に200分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u> <u>(2) (1)の車椅子使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。</u> <u>ア 幅は、90センチメートル以上とすること。</u> <u>イ 奥行きは、150センチメートル以上とすること。ただし、3か所目からの車椅子使用者用部分については、奥行きを135センチメートル以上とすることができる。</u> <u>ウ 観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に設けること。</u> <u>エ 床は、平らとすること。</u>
--	--	---	--	--	---

			(3) <u>指定施設車椅子使用者用経路のうち1以上は、</u> <u>5の項(1)及び7の項(1)イからエまでの規定に</u> <u>よるほか、次に掲げるものでなければならない。</u> ア <u>表面は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行</u> <u>に支障がない仕上げとすること。</u> イ <u>幅は、120センチメートル以上とすること。</u> ウ <u>50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障</u> <u>がない場所を設けること。</u> エ <u>段又は勾配が12分の1を超える傾斜路を設</u> <u>けないこと。</u> オ <u>高さが16センチメートルを超える傾斜があ</u> <u>る傾斜路には、手すりを設けること。</u> カ <u>傾斜路の前後には、長さ150センチメー</u> <u>トル以上の水平部分を確保すること。</u> キ <u>高さが75センチメートルを超える傾斜路に</u> <u>あつては、高さ75センチメートル以内ごと</u> <u>に踏幅が150センチメートル以上の踊場を設け</u> <u>ること。</u>
	(2) (本文省略)		(4) (本文省略)
	(13の項から19の項まで省略)		(13の項から19の項まで省略)
	((備考)省略)		((備考)省略)
別表第9（第4条第2項）			
1 建築物			
区分	用途に供する部分	整備項目	

	の <u>床面積</u> の合計	(1～9 省略)	10 <u>浴室、シャワー室又は更衣室</u>	(11 省略)	12 客席及び舞台	(13～19 省略)		の <u>床面積</u> （増築、改築、用途の変更、大規模の修繕（建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。以下同じ。）又は大規模の様替（同条第15号に規定する大規模の様替をいう。以下同じ。）の場合にあっては、当該増築、改築、用途の変更、大規模の修繕又は大規模の様替に係る部分の <u>床面積</u> ）の合計	(1～9 省略)	10 <u>浴室等</u>	(11 省略)	12 客席及び舞台	(13～19 省略)
(1の項から12の項省略)							(1の項から12の項省略)						
13 集会場（一の集会室の	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	13 集会場（一の集会室の	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

床面積が 200 平方 メートル を超える も に 限 る。)又は 公会堂	300 平方メートル 以上 1,000 平方メ ートル未満のもの	(略)	(略)	(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(14 の項から 37 の項省略)						

(備考)

(1 及び 2 省略)

3 便所の子育て設備の規定とは、別表第 5 の 9 の項(3)ア及びイをいう。

(4 から 12 まで省略)

13 別表第 1 1 建築物の部 9 の項に掲げる施設に係る別表第 5 の 5 の項(2)キ及びク並びに9 の項(3)に規定する整備基準は、当該施設が幼稚園の場合に限り適用する。

14 別表第 1 1 建築物の部 26 の項に掲げる施設に係る別表第 5 の 5 の項(2)キ及びク並びに9 の項(3)に規定する整備基準は、体育館及び水泳場にあつては、当該施設が一般公共の用に供される施設である場合に限り適用する。

(15 及び 16 省略)

17 別表第 1 1 建築物の部 6 の項(300 平方メートル未満の施設に限る。)、8 の項(300 平方メートル未満の施設に限る。)、9 の項(300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満の施設に限る。)、10 の項(300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満の施設に限る。))及び 36 の項(300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満の施設に限る。))に掲げる施設については、別表第 5 の 9 の

床面積が 200 平方 メートル を超える も に 限 る。)又は 公会堂	300 平方メートル 以上 1,000 平方メ ートル未満のもの	(略)	(略)	(略)	<u>○</u>	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(14 の項から 37 の項省略)						

(備考)

(1 及び 2 省略)

3 便所の子育て設備の規定とは、別表第 5 の 9 の項(6)イ(7)及び(イ)をいう。

(4 から 12 まで省略)

13 別表第 1 1 建築物の部 9 の項に掲げる施設に係る別表第 5 の 5 の項(2)キ及びク並びに9 の項(6)イに規定する整備基準は、当該施設が幼稚園の場合に限り適用する。

14 別表第 1 1 建築物の部 26 の項に掲げる施設に係る別表第 5 の 5 の項(2)キ及びク並びに9 の項(6)イに規定する整備基準は、体育館及び水泳場にあつては、当該施設が一般公共の用に供される施設である場合に限り適用する。

(15 及び 16 省略)

17 別表第 1 1 建築物の部 6 の項(300 平方メートル未満の施設に限る。)、8 の項(300 平方メートル未満の施設に限る。)、9 の項(300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満の施設に限る。)、10 の項(300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満の施設に限る。))及び 36 の項(300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満の施設に限る。))に掲げる施設については、別表第 5 の 9 の項

<u>項(2)</u>に規定する整備基準は、適用しない。 18 別表第1 1 建築物の部 30 の項から 32 の項まで、36 の項及び 37 の項に掲げる施設については、<u>別表第5の9の項(2)イ</u>に規定する整備基準は、適用しない。 19 建築物の増築又は改築(用途の変更をして指定施設にすることを含む。(1)において「増築等」という。)をする場合には、次に掲げる建築物の部分<u>に限り</u>、別表第5に規定する整備基準を適用する。 ((1) 省略) (2) 道等から(1)に掲げる部分にある利用居室までの<u>1以上の経路</u>を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 ((3) 省略) (4) (1)に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等。(6)において同じ。)から車椅子使用者用便房((3)に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの<u>1以上の経路</u>を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 ((5) 省略) (6) 車椅子使用者用駐車施設((5)に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から(1)に掲げる部分にある利用居室までの<u>1以上の経路</u>を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路	<u>(4)、(5)及び(6)ア</u>に規定する整備基準は、適用しない。 18 別表第1 1 建築物の部 30 の項から 32 の項まで、36 の項及び 37 の項に掲げる施設については、<u>別表第5の9の項(6)ア</u>に規定する整備基準は、適用しない。 19 建築物の増築又は改築(用途の変更をして指定施設にすることを含む。(1)において「増築等」という。)をする場合には、次に掲げる建築物の部分<u>((2)、(4)又は(6)の経路が2以上ある場合にあっては、いずれか一の経路に係る部分)に限り</u>、別表第5に規定する整備基準を適用する。 ((1) 省略) (2) 道等から(1)に掲げる部分にある利用居室までの<u>経路(当該利用居室が不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席である場合にあっては、指定施設車椅子使用者用経路を含む。)</u>を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 ((3) 省略) (4) (1)に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等。(6)において同じ。)から車椅子使用者用便房((3)に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの<u>経路(当該利用居室が不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席である場合にあっては、指定施設車椅子使用者用経路を含む。)</u>を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 ((5) 省略) (6) 車椅子使用者用駐車施設((5)に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から(1)に掲げる部分にある利用居室までの<u>経路(当該利用居室が不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席である場合にあっては、指定施設車椅子使用者用経路を含む。)</u>を構成する出入口、廊
--	--

(20 省略)

- 21 建築物の大規模修繕等（建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。）をする場合には、当該大規模修繕等に係る部分に限り、別表第5に規定する整備基準を適用する。
- 22 別表第5の9の項(2)ア(キ)に規定する整備基準は、別表第1 1 建築物の部17の項に掲げる施設のうち同表3公園の部に掲げる公園又は緑地に設けるものについては、適用しない。ただし、当該施設に非常用呼出しボタンを設ける場合にあっては、別表第5の9の項(2)ア(キ)に規定する整備基準を遵守しなければならない。
- 23 別表第5の9の項(2)イ(イ)に規定する整備基準のうち汚物入れに係る規定は、別表第1 1 建築物の部17の項に掲げる施設のうち同表3公園の部に掲げる公園又は緑地に設けるものについては、当該公園又は緑地に当該公園又は緑地を管理する者が常駐している場合を除き、適用しない。
- 24 別表第5の5の項(2)キ及びク(別表第11の5の項において準用する場合を含む。)並びに9の項(3)(別表第11の9の項において準用する場合を含む。)に規定する整備基準は、風営法第2条第1項第4号に規定する営業を行う施設については適用しない。

(25 並びに表2、表3及び表4省略)

別表第11（第8条第1項）

整備項目	表示板交付基準
1 移動等円滑化経路	((1)省略) (2) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなけ

下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(20 省略)

- 21 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合には、当該大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分に限り、別表第5に規定する整備基準を適用する。
- 22 別表第5の9の項(5)キに規定する整備基準は、別表第1 1 建築物の部17の項に掲げる施設のうち同表3公園の部に掲げる公園又は緑地に設けるものについては、適用しない。ただし、当該施設に非常用呼出しボタンを設ける場合にあっては、別表第5の9の項(5)キに規定する整備基準を遵守しなければならない。
- 23 別表第5の9の項(6)ア(イ)に規定する整備基準のうち汚物入れに係る規定は、別表第1 1 建築物の部17の項に掲げる施設のうち同表3公園の部に掲げる公園又は緑地に設けるものについては、当該公園又は緑地に当該公園又は緑地を管理する者が常駐している場合を除き、適用しない。
- 24 別表第5の5の項(2)キ及びク(別表第11の5の項において準用する場合を含む。)並びに9の項(6)イ(別表第11の9の項において準用する場合を含む。)に規定する整備基準は、風営法第2条第1項第4号に規定する営業を行う施設については適用しない。

(25 並びに表2、表3及び表4省略)

別表第11（第8条第1項）

整備項目	表示板交付基準
1 移動等円滑化経路	((1)省略) (2) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなけ

	なければならない。 (ア省略) イ 建築物に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する 10 の項に定める構造の<u>浴室、シャワー室又は更衣室</u>を設ける場合 利用居室、住戸又は住室から当該<u>浴室、シャワー室又は更衣室</u>のうち 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）までの経路		なければならない。 (ア省略) イ 建築物に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する 10 の項に定める構造の<u>浴室等</u>を設ける場合 利用居室、住戸又は住室から当該<u>浴室等</u>のうち 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）までの経路
	(1 の項及び 2 の項省略)		(1 の項及び 2 の項省略)
3 駐車場	<u>(1) 別表第 5 の 3 の項に規定する整備基準を準用する。</u> <u>(2) 敷地内に車椅子使用者用駐車施設(機械式駐車場以外の駐車場に設けられるものに限る。)を 1 以上(当該駐車場の総駐車台数が 100 を超えるときは、当該台数の 100 分の 1 以上)設けなければならない。</u>	3 駐車場	別表第 5 の 3 の項に規定する整備基準を準用する。 <u>(削除)</u>
	(4 の項から 8 の項まで省略)		(4 の項から 8 の項まで省略)
9 便所	別表第 5 の 9 の項に規定する整備基準を準用する。<u>この場合において、同項(2)中「そのうち」とあるのは「当該便所を設ける階ごとに」と、同項(3)中「それぞれ」とあるのは「当該便所を設ける階ごとにそれぞれ」と読み替えるものとする。</u>	9 便所	別表第 5 の 9 の項に規定する整備基準を準用する。<u>この場合において、同項(2)中「そのうち当該」とあるのは「当該」と、「階数に相当する数」とあるのは「階ごとに 1」と、「そのうち 1」とあるのは「当該便所のうち 1」と、同項(6)中「そのうち」とあるのは「当該便所を設ける階ごとに」</u>

			<u>と読み替えるものとする。</u>
10 <u>浴室、シャワ ー室又は更衣室</u>	(本文省略)	10 <u>浴室等</u>	(本文省略)
(11 の項省略)		(11 の項省略)	
12 客席及び舞台	(1) 別表第 5 の 12 の項に規定する整備基準を準用する。 <u>この場合において、同項(1)ア中「2 以上」とあるのは、「2 以上(客席の総数が 200 を超える場合は、当該席数の 100 分の 1 以上)」と読み替えるものとする。</u> (2)省略)	12 客席及び舞台	(1) 別表第 5 の 12 の項に規定する整備基準を準用する。 <u>この場合において、同項(1)ア中「400」とあるのは「200」と、同項(1)イ中「400」とあるのは「200」と、「200 分の 1」とあるのは「100 分の 1」と読み替えるものとする。</u> (2)省略)
(以下省略)		(以下省略)	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第 1 の 2 から別表第 1 の 4 までの規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、施行日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

3 新規則別表第 5、別表第 9 及び別表第 11 の規定は、施行日以後に横浜市福祉のまちづくり条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 90 号）第 28 条第 1 項

	<u>の規定による協議（以下「協議」という。）を開始した指定施設について適用し、施行日前に協議を開始した指定施設については、なお従前の例による。</u> <u>4 新規則別表第 11 の規定は、施行日以後に横浜市福祉のまちづくり条例施行規則第 8 条第 2 項の規定による交付の請求（以下「交付請求」という。）を行った一般都市施設（指定施設を除く。以下同じ。）について適用し、施行日前に交付請求を行った一般都市施設については、なお従前の例による。</u> <u>5 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。</u>
--	--